⑵　再生債務者の有する債権について譲渡、担保権の設定その他一切の処分（再生債務者による取立てを除く）
⑶　財産の譲受け（商品の仕入れその他常務に属する財産の譲受けを除く）
⑷　貸付け
⑸　金銭の借入れ（手形割引を含む。）及び保証
⑹　債務免除、無償の債務負担行為及び権利の放棄
⑺　別除権の目的である財産の受戻し
平成24年５月22日
神戸地方裁判所第３民事部

再生手続開始

平成２４年（再）第３号
神戸市中央区雲井通５丁目３番１号
再生債務者　神戸市住宅供給公社
１　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年７月５日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年８月13日から平成24年８月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（再）第２号
広島市安佐北区安佐町久地916番地の１
再生債務者　株式会社アップル建設
１　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年６月19日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年７月17日から平成24年７月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２２年（再）第３号
群馬県前橋市天川原町１丁目44番地11
再生債務者　株式会社清友
１　決議に付する計画案　平成24年４月11日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成24年７月19日午後１時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成24年７月18日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成24年７月５日
平成24年５月23日　前橋地方裁判所民事部

再生計画認可

平成２３年（再）第１０１号
東京都江東区東陽５丁目19番12号
再生債務者　株式会社マイハラ
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年５月22日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第２号
新潟県阿賀野市久保１番地の１
再生債務者　有限会社サントピアワールド
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年５月23日
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（再）第３号
富山市豊田町２丁目12番57号
再生債務者　真野ガラス株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年５月22日　富山地方裁判所民事部

再生手続終結

平成２０年（再）第２８３号
広島県福山市引野町南１丁目６番35号
再生債務者　学校法人朝日医療学園（旧名称学校法人上田学園）
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成24年５月24日
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（再）第２８４号
群馬県太田市出塚町409番地の３
再生債務者　株式会社エーテツク
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成24年５月23日
東京地方裁判所民事第20部

平成１９年（再）第１号
長崎県島原市有明町湯江乙2200番地13
再生債務者　農事組合法人森崎牧場
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成24年５月21日　長崎地方裁判所島原支部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２３年（再）第１号
大分県国東市武蔵町糸原市場1200番
再生債務者　ユニバースフーズ株式会社
１　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　大分県杵築市大字杵築1455番地７　弁護士法人平山法律事務所杵築事務所　弁護士　平山　秀生
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成24年５月23日　大分地方裁判所杵築支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第８８号
千葉市稲毛区園生町383番地26　第５中島ハイツ101号
再生債務者　野崎麻友加
１　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年６月13日まで
４　一般異議申述期間　平成24年６月27日から平成24年７月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（再イ）第６１号
埼玉県鴻巣市箕田3734番地７
再生債務者　伏見　亮一
１　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年６月14日まで
４　一般異議申述期間　平成24年６月28日から平成24年７月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２４年（再イ）第１８号
埼玉県越谷市蒲生本町１番52号
再生債務者　高橋　一幸
１　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年６月14日まで
４　一般異議申述期間　平成24年６月28日から平成24年７月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２４年（再イ）第２０号
埼玉県越谷市瓦曽根２丁目12番16号　ファミール101―105号
再生債務者　富田　和男
１　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年６月14日まで
４　一般異議申述期間　平成24年６月28日から平成24年７月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２４年（再イ）第８１号
千葉県船橋市習志野台４丁目84番２―501号
再生債務者　廣田　晴彦
１　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年６月14日まで
４　一般異議申述期間　平成24年６月28日から平成24年７月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（再イ）第８８号
名古屋市北区西味鋺１丁目305番地　シャリテ西味鋺Ｎ棟303号
再生債務者　山村　哲也
１　決定年月日時　平成24年５月24日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年６月14日まで
４　一般異議申述期間　平成24年６月21日から平成24年６月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部